

いわて希望応援ファンド

地域活性化支援事業

本県中小企業者等が行う新事業活動により地域経済の活性化を図るため、起業、経営革新、農工商連携、商店街活性化等に向けた取組みなどについて、助成金交付による総合的な支援を行います。若者や女性等による取組みは助成率が優遇されます。

新事業活動 支援事業

新商品開発や、経営の革新に資する中小企業者等の取組みを支援。

対象者

・中小企業者、特定非営利活動法人（NPO法人）、農事組合法人等

助成対象経費

・新商品・新技術・新役務の開発または事業化、販路開拓、およびそれに伴う市場調査・動向調査、人材養成等

助成期間

平成31年2月末まで

旅費、試作、パッケージ制作、調査、分析…

申請枠に応じて、助成率・助成金額が変わります

1 一般枠

助成率 1/2 以内(若者・女性の場合 2/3)

限度額 200 万円

※若者とは申請する平成30年4月1日時点で39歳以下の方を指します。

2 地域資源活用枠

助成率 2/3 以内

限度額 200 万円

※「地域資源」を活用する事業が対象となります。

3 経営革新枠

助成率 3/4 以内

限度額 300 万円

※県が承認した「経営革新計画」に基づいて行う事業が対象。

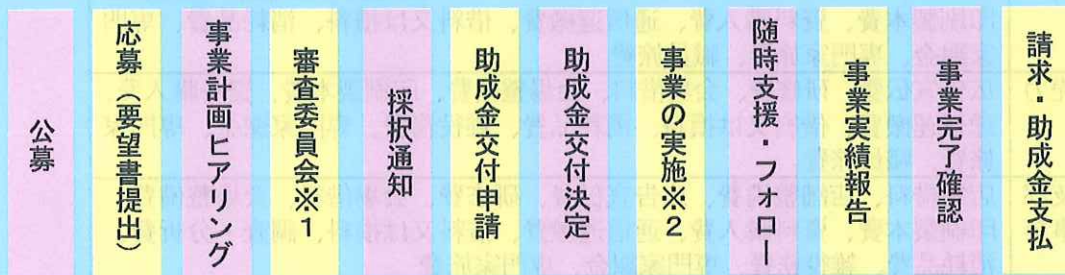
4 連携事業枠

助成率 3/4 以内

限度額 300 万円

※2者以上の連携体で実施する事業が対象。

事業実施に向けた手続きの流れ



※1 関係機関及び学識経験者等で構成する審査委員会にて、申請者本人によるプレゼンテーションを行い、採択者を決定します。

※2 事業は通知のあった日から平成31年2月末日までとなります。

※設備の購入、販売行為、人件費などは助成対象になりませんのでご注意ください。

創業支援事業

創業・起業を支援

対象者

・県内で創業・起業する者等
・創業・起業後1年以内の県内中小企業者等

助成限度額

150 万円

助成率

1/2 以内(若者・女性及びU・Iターン者の場合 2/3 以内の助成率となります。 ※その他の条件は新事業活動支援事業一般枠と同様です。)

商店街等

活性化支援事業

<中心市街地や商店街の活性化に向けての革新的な取組みを支援>

対象者

・中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に掲げる者、県内に住所のある中小小売業者・サービス業者、商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合、知事が適当と認める特定非営利活動法人（NPO法人）

助成対象経費

・市場調査・動向調査、新商品・新役務の開発または企業化、販売促進・販売力強化、業種構成再編・遊休資産活用

助成率

1/2 以内(39歳以下や女性を主体とするもの又は東日本大震災津波の被災地に所在する者の場合、当該経費の2/3以内)

助成限度額

100 万円

助成期間

平成31年2月末まで

● **公募期間**

平成30年6月8日(金)～7月13日(金) 【16時必着】

● **継続助成**

・その都度の審査を受けて採択されることにより創業支援事業は2年間、新事業活動支援事業と商店街等活性化支援事業は最長3年間、継続して助成を受けることができます。

■ **応募、お問い合わせ先**

公益財団法人いわて産業振興センター
担当：産業支援部 総合支援チーム
〒020-0857 盛岡市北飯岡 2-4-26
TEL:019-631-3823 FAX:019-631-3830
E-mail:joho@joho-iwate.or.jp

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業の助成対象経費

表1 創業支援事業および新事業活動支援事業の助成対象経費

経費区分	内容
①市場調査・動向等調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
②新商品・新技術・新役務開発費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
④人材養成費	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入と明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

注) 4 連携事業枠において、連携体構成事業者間での取引で発生した経費は助成対象外となる。

表2 商店街等活性化支援事業の助成対象経費及び助成率

経費区分	内容
①市場調査・動向等調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
②新商品・新役務開発費	原材料費（試作・研究用に限る）、調査・研究開発費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
③販売促進・販売力強化事業費	広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
④業種構成再編及び遊休資産利活用事業費	店舗借料、店舗整備費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない）に、②、③又は④を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入と明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

以下の費用は対象外です

人件費

販売行為

個別営業
経費

設備
購入費

汎用性が
あるもの

振込手数料

消費税・
地方消費税

在庫がある
数の妥当性
が不明